

京都市消防局訓令乙第12号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

別表救助隊員の項中 「

救 助 帽	1	定めない。
-------	---	-------

」を

削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(消防局総務部施設課)